

特別障害者手当認定基準について

特別障害者手当とは

日常生活において常時の介護を必要とする状態にある20歳以上の在宅の方で、政令で定める程度以上の重度障害者に対する手当です。

手当額

月額27,350円

※認定されると、申請日の属する月の翌月分から手当が支給となります。ただし、前年の所得が所得制限限度額以上の人はその年度（8月から7月分まで）手当の支給が停止されます。

支給月

- 5月（2～4月分）
- 8月（5～7月分）
- 11月（8～10月分）
- 2月（11～1月分）

特別障害者手当の対象者

- ・20歳以上であること
- ・厚生労働省令に定められた施設（障害者支援施設、特別養護老人ホーム等）に入所していないこと

※グループホーム、有料老人ホームは入所施設にはあたりません。

- ・病院または診療所に継続して3ヶ月を超えて入院していないこと
- ・毎年の所得が基準以下であること
- ・障がいの程度が政令で定める基準を満たしていること

※障害者手帳を所持していなくても、診断書により著しい重度の障がいと認められる場合、対象になることがあります。また、障がいの状態は、原則として専用の診断書により審査することになります。かかりつけの病院に一度相談されてください。

所得制限について

扶養親族等の数	本人		扶養義務者	
	所得額（円）	収入額の目安（円）	所得額（円）	収入額の目安（円）
0	3,604,000	5,180,000	6,287,000	8,319,000
1	3,984,000	5,656,000	6,536,000	8,596,000
2	4,364,000	6,132,000	6,749,000	8,832,000
3	4,744,000	6,604,000	6,962,000	9,069,000
4	5,124,000	7,027,000	7,175,000	9,306,000
5	5,504,000	7,449,000	7,388,000	9,542,000

特別障害者手当の政令で定める程度の基準

- 1 別表1の2項目以上に該当するもの
- 2 別表1のいずれか1つに該当し、かつ、別表2で2つ以上該当するもの
- 3 別表1の3から5までのいずれか1つに該当し、かつ「日常生活動作評価表」各動作および行動に該当する点を加算したものが10点以上のもの
- 4 障害児福祉手当の個別基準の4または5に該当するものであって「安静度表」の1度に該当する状態のもの
- 5 障害児福祉手当の個別基準の6に該当するものであって「日常生活能力判定表」の各動作および行動に該当する点を加算したものが14点以上のもの

別表1

1	両眼の視力の和が0.04以下のもの
2	両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの
3	両上肢の機能に著しい障がいをもつもの（両上肢のすべての指を欠くものまたは両上肢のすべての指の機能に著しい障がいをもつものを含む。）
4	両下肢の機能に著しい障がいをもつものまたは両下肢を足関節以上で欠くもの
5	体幹の機能の障がいにより座っていることができない程度または立ち上がることができない程度のもの
6	前各号に定めるもののほか、身体の機能の障がいまたは長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同等程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの 心臓、呼吸器、じん臓、肝臓、血液疾患によって日常生活活動が極度に制限される状態のもの 特定疾患等により常時安静、就寝を要する程度のもの（安静度表の2度以上に該当するもの）
7	精神の障がいであって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの （統合失調症、気分（感情）障害、てんかん、認知障害、知的障害、発達障害等） 精神の障がい（日常生活能力判定表で10点以上）知的障がい（知能指数がおおむね20以下）

別表2

1	両眼の視力の和が0.05以上0.08以下のもの
2	両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの
3	平衡機能に極めて著しい障がいをもつもの
4	そしゃく機能を失ったもの
5	音声または言語機能を失ったもの
6	両上肢のおや指およびひとさし指の機能を全廃したもの、または両上肢のおや指およびひとさし指を欠くもの
7	一上肢の機能に著しい障がいをもつもの、または一上肢のすべての指を欠くもの若しくは一上肢のすべての指の機能を全廃したもの
8	一下肢を全廃したもの、または一下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの
9	体幹の機能に歩くことができない程度の障がいをもつもの
10	前各号に定めるもののほか、身体の機能の障がいまたは長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同等程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、または日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの ・心臓、呼吸器、じん臓、肝臓、血液疾患によって日常生活活動が著しく制限される状態 ・特定疾患により日中の50%以上就寝している状態
11	精神の障がいであって、前各号と同等程度以上と認められるもの (統合失調症、気分(感情)障害、てんかん、認知障害、知的障害、発達障害等) 精神の障がい(日常生活能力判定表で8点以上) 知的障がい(知能指数がおおむね35以下)

障害児福祉手当個別基準

4	両上肢のすべての指を欠くもの
5	両下肢の用を全く廃したもの
6	両大腿を二分の一以上失ったもの

日常生活動作評価表

動作	0点	1点	2点
1 タオルを絞る(水をきれ程度)	ひとりでできる	ひとりではうまくできない	ひとりでは全くできない
2 とじひもを結ぶ	5秒以内にできる	10秒以内にできる	10秒ではできない
3 かぶりシャツを着て脱ぐ	30秒以内にできる	1分以内にできる	1分ではできない
4 ワイシャツのボタンをとめる	30秒以内にできる	1分以内にできる	1分ではできない
5 座る(正座・横すわり・あぐら・脚なげだしの姿勢を維持する)	ひとりでできる	ひとりではうまくできない	ひとりでは全くできない
6 立ち上がる	ひとりでできる	ひとりではうまくできない	ひとりでは全くできない
7 片足で立つ	ひとりでできる	ひとりではうまくできない	ひとりでは全くできない
8 階段の昇降	ひとりでできる	ひとりではうまくできない	ひとりでは全くできない

日常生活能力判定表

動作および行動の種類	0点	1点	2点
1 食事	ひとりでできる	介助があればできる	できない
2 用便（月経）の始末	ひとりでできる	介助があればできる	できない
3 衣服の着脱	ひとりでできる	介助があればできる	できない
4 簡単な買い物	ひとりでできる	介助があればできる	できない
5 家族との会話	通じる	少しは通じる	通じない
6 家族以外の者との会話	通じる	少しは通じる	通じない
7 刃物・火の危険	わかる	少しはわかる	わからない
8 戸外での危険から身を守る （交通事故）	守ることができる	不十分ながら守ることができる	守ることができない